

資料紹介「道頓堀演劇株式会社定款」

笹 原 有 貴

解題

本稿は、江戸東京博物館の所蔵する「道頓堀演劇株式会社定款」を紹介し、若干の解題を加えるものである。

「道頓堀演劇株式会社定款」（請求番号 九六〇〇一二八二）は、縦一九センチ×横一二・五センチの洋紙本で、表紙は共紙表紙、全一四頁の本文からなる。表紙には書名と共に、四つの封緘印（紫色）が押印され、奥付はなく、裏表紙に「大阪京町堀四丁目福田堂印行」と記される。この他にも、同館には関連する資料として「道頓堀演劇株式会社第壹回事業報告書」（請求番号 九六〇〇一二八三）、「道頓堀演劇株式会社第貳回事業報告書」（請求番号 九六〇〇一二八四）が収

蔵されているが、三冊ともに書型に変化はない。

なお旧蔵者についてであるが、本資料とともに江戸東京博物館に収蔵される「道頓堀演劇株式会社第壹回事業報告書」（以下「第壹回事業報告書」）には、「尾形兵太郎」と印字された一枚の洋紙が挟み込まれている。尾形の名は「第壹回事業報告書」中に株主（保有株数三〇株）として記載があるため、同資料の所有者であったと推定される。また三冊揃いであること、状態が似通っていることから、江戸東京博物館所蔵の道頓堀演劇株式会社関連資料は、同株主であった尾形の旧蔵によるものである可能性が高い。

「第壹回事業報告書」所収の株主一覧表に記載される事項は「株数」「府県名」「姓名」の三項目である。そのため「第壹回事業報告書」内の記述のみでは、株主として記される

尾形兵太郎の素性を同定することは難しい。ただし、国際日本文化研究センターが管理する民事判決原本データベースには、尾形兵太郎なる代言人が、後に道頓堀演劇株式会社設立発起人となる鈴木勝夫の被告代理人を担当した記録が存在する^①。秋山儀四郎・鈴木勝夫といった設立発起人と同郷であり、また鈴木被告代理人をつとめていることから、本資料の旧蔵者は、明治三〇年頃の大阪で活躍した岡山県出身の弁護士・尾形兵太郎（一八五一―一九三四）であると考えられる。尾形は明治九年、代言人制度の発足に伴い代言人（弁護士）資格を取得し、明治一四年には大阪に事務所を開業。その後、各社取締役、大阪弁護士会会長などを歴任した。明治三五年からは大阪府選出の衆議院議員となり、憲政本党所属の議員として、明治四一年まで国会をつとめている^②。

さいごに、道頓堀演劇株式会社の概略と、同社の位置づけ、また本資料の持つ興行史研究上の価値について述べておきたい。

道頓堀演劇株式会社は、明治三〇年四月、大阪の興行師・秋山儀四郎らによって設立された。同社は角座および浪花座を所有し興行を行ったが、明治三七年四月二九日未明に

起こった火災により浪花座が焼失すると、同座再建の見通しが立たないまま同年十一月一〇日に任意解散手続きを開始した^③。近代上方興行史における道頓堀演劇株式会社の位置づけを述べておくならば、同社は有限責任浪花演劇会社（明治二〇年八月設立）・大阪演劇株式会社（明治二九年七月設立）に続く、明治期大阪における第三番目の演劇会社であった。

演劇会社の設立と劇場の株式会社化は、当然ながら明治以前にはみられなかった事象であり、近世期から続く歌舞伎興行が近代をどのように模索・受容したかという点において、非常に興味深い。殊に東京における新富座株式会社および歌舞伎座株式会社に關しては、近年、寺田詩麻氏の研究により設立の目的と運営の実態が明らかとなっている^④。その一方で、大阪で設立された先述の三社は組織および経営の実態に不明な点が多く、定款・事業報告書といった会社経営の根幹に関わる基礎的な資料の存在も、これまで知られてこなかった。

大阪における最初の演劇会社は、明治二〇年八月、興行師・三栄の一族によって設立された有限責任浪花演劇会社（以下「浪花演劇会社」）である。浪花演劇会社創立の目的

は改良演劇の上演と、当時大阪府が推進していた名護町移転計画に、道頓堀の劇場としていち早く乗じるためのものであったと考えられる。⁽⁶⁾ 同社は明治二〇年九月一日に第一回株主総会を開催し、総会の場において斎藤嘉七（社長）・

片山和助（副社長）ら五名を役員として選出した。⁽⁷⁾ その後、役員の変更が行われ、明治二一年五月時点での社長は片山和助、明治二二年九月時点での社長は忍峽稜威兄となっている。⁽⁸⁾ 多くの場合において役員の改選には株主総会での決議が必要となるため、浪花演劇会社は定期的に株主総会を開催しており、かつ企業経営上の根本規則となる定款を有していたものと推測される。しかしながら、「浪花演劇会社臨時株主総会議案」など一部の資料が大阪商業大学商業史博物館に所蔵されているものの、定款・事業報告書といった、経営に関わる基礎的な文献はこれまで発見されていない。この点については、明治二九年に設立された大阪演劇株式会社も同様である。そのため本稿で扱う「道頓堀演劇株式会社定款」は、現時点で確認可能な、大阪で設立された演劇会社に関する最初期の定款であるといえる。

近代の京阪における演劇興行の実態は、特にその内実においていまだ明らかでない点が多く、研究の進展には新

な資料の発見が待たれる。そのような現状において、本稿で扱った「道頓堀演劇株式会社定款」ならびに江戸東京博物館所蔵の道頓堀演劇株式会社関連資料は、近代上方興行史研究の嚆矢となり得る、重要な資料といえよう。

注

- (1) 一八九〇年九月二〇日裁判言渡書、大阪始審裁判所、第四〇四七五号「財産差押金売代金分配加入排除一件」。
- (2) 人事興信所編『人事興信録 第七版』（人事興信所、一九二五年八月）、三宅正雄『岡山県紳士録 第二版』（岡山県紳士録発行所、一九一六年二月）、宮川隆義編『歴代国會議員経歴要覧』（政治広報センター、一九九〇年一月）。
- (3) 『大阪毎日新聞』一九〇四年四月三〇日大阪朝刊。
- (4) 大蔵省印刷局編『官報』第六四二四号、印刷局、一九〇四年一月二十八日。
- (5) 寺田詩麻『明治・大正 東京の歌舞伎興行——その「継続」の軌跡』春風社、二〇一九年七月。
- (6) 拙稿「明治中期の大阪における演劇改良運動とその背景——道頓堀を襲った火災・洪水・コレラ——」『國文學論叢』第六九輯、龍谷大學國文學會、二〇二四年二月。
- (7) 『朝日新聞』一八八七年九月一八日大阪朝刊。

(8) 大阪府農商課編『大阪府農商要覧』(大阪府農商課、一八八九年二月)、大阪府農商課『大阪府下諸会社銀行一覽表』(大阪府農商課、一八八九年一〇月)。

凡例

◆翻刻にあつての方針は以下の通りである。

- ・漢字は原則としてすべて通行字体に改めた。
- ・資料の性質上、大字が用いられる箇所については漢数字への改変を行わず、字体のみを改めた。

(例) 拾貳圓五拾錢↓拾貳円五拾錢

道頓堀演劇株式会社定款

第一章 総則

第一条 当会社ハ株式組織ヲ以テ成立ス

第二条 当会社ハ道頓堀演劇株式会社ト称ス

第三条 当会社ハ新古ノ演劇ヲ興行シ且興行ノ為メ劇場ヲ貸与シテ利益ヲ享受スルヲ以テ營業ノ目的トス

第四条 当会社ハ營業ノ本店ヲ大阪市南区西櫓町十二番地ニ設置ス

第五条

第六条

第七条

第二章

株式

第八条

第九条

第十条

第十一条

第十二条

第十三条

当会社ノ資本金総額ハ金五拾万円トス

当会社ハ有限責任ナルヲ以テ各株主ノ負担スベキ義務ハ其所有ノ株券面ノ金額ニ止マル

当会社ノ存立時期ハ無期限ナリトス

当会社ノ株式ハ一万株ニ分チ一株ノ金額ヲ金五拾円トス

株金金額払込以前ニ於テハ仮株券ヲ交付シ全額払済ノ後本株券ト引換フベシ

株式ヲ売買譲与シタルトキハ譲渡人買受人双方株券裏面ニ記名調印シ会社規定ノ書式ニ依リ名義書換ヲ請求スベシ

相続又ハ贈遺ニ依リ株式ヲ取得シタル者ハ株券裏面ニ記名調印シ親族二名以上ノ証明ヲ以テ名義書換ヲ請求スベシ

会社又ハ市町村等ニテ当会社ノ株式ヲ所有セルモノ其代表者ノ更迭ニ依リ名義書換ヲ要スル場合ハ其事実ヲ証明シ株券裏面ニ記名調印シテ請求スベシ

法律命令ノ結果ニ依リ株式ヲ取得シタル者ハ

其事実ヲ証明シ株券裏面ニ記名調印シテ名義書換ヲ請求スベシ

株式ノ名義書換ハ会社ニ於テ株主名簿ニ記入シ社長又ハ取締役該株券裏面ニ記名調印シテ之ヲ証ス

当会社ハ毎計算期毎ニ通常總會翌日迄三十日以内ニ公告ヲ為シテ株式名義ノ書換ヲ停止スルコトアルベシ

株券ヲ毀損汚穢シタル者ハ其株券ニ請求書ヲ添ヘ新株券ノ交換ヲ請求スルコトヲ得但毀損汚穢ノ為メ鑑識シ難キモノハ次条ノ手續ニ依ルベシ

株券ヲ亡失シタル者ハ其事由ヲ詳記シタル請求書ニ確實ナル証人式名以上ノ保証書ヲ添ヘ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ会社ハ請求者ノ費用ヲ以テ五日以内其旨ヲ新聞紙ニ公告シ爾後三十日ヲ經過シ故障ノ生ゼザルトキハ其請求ニ応ズベシ

第十条及第十三条ノ場合ニ於テハ手数料トシテ株券壹枚ニ付金五錢宛第拾六条及ビ第十七

条ノ場合ニ於テハ金貳拾錢宛ヲ其請求者ヨリ徴収スベシ

第三章 株金払込

第十九条 当会社ノ株金払込期節ハ左ノ如シ

第一回 拾貳円五拾錢 設立免許ノ日ヨリ三十日以

第二回 七円五拾錢 設立免許ノ日ヨリ九十日以

内

残額ハ後日劇場ヲ改築シ業務ヲ擴張スル時ヲ待テ払込モノトス

第二十条 前条ノ株金残額払込ヲ要スル場合ニハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ取定メ少クトモ二十日以前ニ

各株主ニ通知スベシ

第二十一条 株主ニ於テ株金払込ノ期日ヲ怠リタルトキハ

其払込ムベキ金額ニ対シ百円ニ付一日金四錢ノ遅延利息及遅延ノ為メ生ジタル費用ヲ支払フベシ

第四章 株主

第二十二条 株主ノ議決權ハ其所有株式壹株毎ニ壹個トス

第二十三条 株主自カラ總會ニ出席スルコト能ハザルトキ

ハ委任状ヲ以テ当会社ノ役員ニアラザル他ノ

第三十条

株主ニ代理セシムルコトヲ得

第二十四条

株主ハ住所氏名及印鑑ヲ会社ニ届出ヅベシ其

氏名住所印章ノ変更モ亦全ジ

第二十五条

株主ハ当会社ノ興行毎ニ左ノ範圍内ニ於テ無

代価ニテ觀劇ヲ為スコトヲ得

初日四株以下 二日目九株以下 三日目十株

以上

但会社ノ都合ニヨリ本文日限ヲ変更スルコ

トアルベシ

第五章

株主總會

第二十六条

總會ハ分ツテ通常總會臨時總會ノ二種トス

第二十七条

通常總會ハ毎年四月及十月ニ之ヲ招集ス

第二十八条

臨時總會ハ取締役又ハ監査役ニ於テ必要ト認

ムル時若シクハ資本金ノ五分ノ一以上ニ当ル

株主ヨリ其目的及理由ヲ記シタル書面ヲ提出

シテ請求シタルトキ之レヲ招集スルコトヲ得

第二十九条

總會ヲ招集スルニハ會議ノ目的事項及日時場

所ヲ記載シ會日ヨリ十四日以前ニ各株主ニ通

知スベシ

總會ニ於テハ株主總數ノ五分ノ一以上ニシテ

総株金ノ四分ノ一以上ニ当ル株主出席スルニ

アラザレバ決議スルコトヲ得ズ

但定款ノ變更又ハ任意解散ニ係ル總會ハ総

株主ノ半数ニシテ総株金ノ半数以上ヲ有ス

ル株主出席スルニアラザレバ決議ヲ為スコ

トヲ得ズ

第三十一条

總會ニ於テ定數ノ株主出席セザルトキハ仮決

議ヲ為シ其決議ヲ総株主ニ通知シ再ビ總會ヲ

召集ス其通知ニハ第二ノ總會ニ出席株主尚ホ

定數ニ滿タザルモ出席株主議決權ノ過半数ヲ

以テ右仮決議ヲ認可シタルトキハ之ヲ有効ト

ナスベキ旨ヲ明記スベシ

第三十二条

總會ノ議長ハ社長之ニ任ズ社長事故アレバ取

締役ノ内ヨリ之ヲ代理ス若シ取締役悉ク事故

アルトキハ出席ノ株主中ヨリ之ヲ選任スベシ

第三十三条

總會ノ決議ハ出席株主議決權ノ過半数ニ依ル

若シ可符同數ナルトキハ議長ハ自己ノ議決權

ノ外ニ決票ヲ為スコトヲ得

但定款改正任意解散ノ議事ノ場合ハ議長此

決票ヲ為スヲ得ズ

第三十四条 総会ノ議事ハ議題外ノ事件並二人ノ毀譽褒貶ニ渉ル事ヲ得ズ

第四十条

キハ現役員ノ協議ニ依リ次ノ改選期マデ猶予スルコトヲ得

第三十五条 総会ニ於テ決議シタル事項ハ決議録ニ記載シ議長書記及監查役署名捺印シテ保存スベシ

第四十一条

取締役ハ全役中ヨリ社長一名ヲ互選ス尚必要アル時ハ常務取締役一名ヲ互選スルヲ得

第六章 取締役及監查役

第三十六条 当会社ハ總會ニ於テ五拾株以上ノ株主中ヨリ

第四十二条

社長ハ法令定款並ニ總會ノ決議ニ依リ全般ノ業務ヲ統理施行スルモノトス若シ社長差支アル時ハ他ノ取締役代リテ其業務ヲ行フ

取締役五名以下三拾株以上ノ株主中ヨリ監查役三名以下ヲ選挙ス

第三十七条 取締役ノ任期ハ一ケ年トシ監查役ノ任期ハ

第四十三条

取締役ハ会社ノ業務ニ必要ナル諸規則ヲ制定スルコトヲ得

一ケ年トス

但任期満了ノ後再選セラル、コトヲ得

監查役ハ必用ト認ムルトキハ取締役会ニ臨席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十八条 取締役ハ就任ノ日ニ於テ其所有株式五拾株ヲ

第四十四条

但可否ノ数ニ加ハルヲ得ズ

監查役ニ供託セシム本人若シ退職スルト雖モ

取締役及ビ監查役ノ給料ハ左ノ如シ

其年度ノ報告ヲ總會ニ提出シ其承認ヲ經タル後ニアラザレバ之ヲ引出スコトヲ得ズ

第七章 計算

第三十九条 取締役及監查役不時ニ欠員ヲ生ジタルトキハ

第四十五条

當会社ノ計算ハ四月一日ヨリ九月三十日迄ヲ上半期トシ十月一日ヨリ三月三十一日迄ヲ下半期トシ毎計算期ノ末日ニ決算ヲ為スベシ

臨時總會ヲ開キ補欠選挙ヲ為スベシ其補欠員ハ前任者ノ殘期ヲ繼グモノトス然レドモ決定ノ人員ニ欠グルコトナク且業務ニ差支ナキト

第四十六条

計算期間ニ收入シタル総益金ノ内ヨリ一切ノ

諸經費及ビ損失ヲ控除シタル残額ヲ利益金トス利益金ハ左ノ率ニヨリ通常總會ノ決議ヲ經テ割賦スルモノトス

一 利益金百分ノ五以上ヲ積立金トス

二 利益金ノ百分ノ十以下ヲ役員賞与金トス

三 以上控除シタル残額ヲ配当金ニ充ツ但其内幾分ヲ次回ヘ繰込ムコトアルベシ

第四十七条 株主配当金ハ其計算期最終現在ノ株主ニ配当スルモノトス

第八章 雜則

第四十八条 当会社ハ事務ノ都合ニヨリ顧問役若クハ相談役ヲ聘スルコトアルベシ

第四十九条 当会社ノ広告ハ本店所轄登記所ノ公示スル新聞紙ニ登載ス

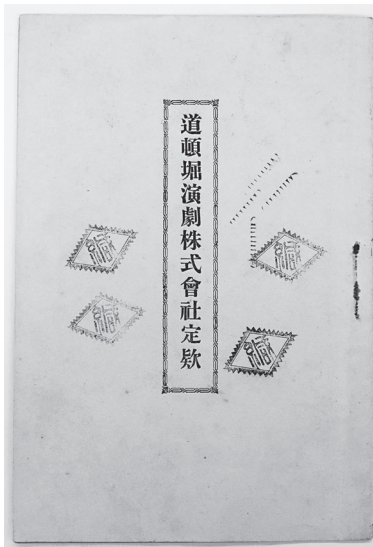
第五十条 官庁ニ宛ツル文書又ハ報告及手形並ニ当会社ガ權利ヲ得義務ヲ負フベキ重要ノ書類ニハ当会社ノ社名社印ヲ用ヒ社長又ハ常務取締役若シクハ取締役之ニ署名捺印スベシ

第五十一条 当会社ノ印章ハ左ノ如シ

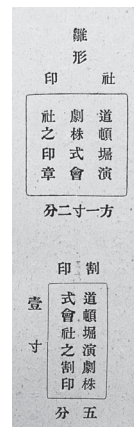
第五十二条 總會ノ決議ヲ以テ任意解散スルコトヲ得此場合ニ於テハ式名以上ノ清算人ヲ選定シ一切ノ事務ヲ処弁セシムベシ

第五十三条 此定款ハ總會ノ決議ヲ以テ変更スルコトヲ得

以上



(表紙)



（本学大学院博士後期課程）

《キーワード》

秋山儀四郎
道頓堀演劇株式会社
歌舞伎

資料紹介「道頓堀演劇株式会社定款」